

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業
(高齢者に対する個別的支援) 業務概要

1 業務名

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業 (高齢者に対する個別的支援) 業務

2 目的

後期高齢者へ訪問等による健康相談や保健指導を行い、健康管理や適正受診に対する意識を高め、生活習慣病重症化予防や心身機能低下の予防、必要なサービスへの接続を図ることで、健康寿命の延伸を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務概要

(1) 高齢者に対する訪問健康相談・保健指導

KDBシステム等を用いて抽出された対象者に対し、生活習慣病等重症化予防・糖尿病性腎症重症化予防・低栄養防止のための訪問健康相談・保健指導 (以下「訪問保健指導」という。) 及び健康状態が不明な高齢者に対するアウトリーチ支援として、高齢者の状態把握及び訪問保健指導、必要なサービスへの接続を医療専門職が行う。

(2) 事業運営管理・事業実施評価報告書作成

①業務全体の企画運営、人員管理、委託者との打ち合わせに関すること。

②特別調整交付金交付基準 (算定省令第6条第9号) で指定された報告様式及びその他委託者が必要とする事項を備えた報告書の作成。

5 高齢者に対する訪問保健指導対象者

(1) 生活習慣病等重症化予防・糖尿病性腎症重症化予防・低栄養防止

①対象者

前年度又は今年度の健診において、受診勧奨判定値以上の者または低栄養等に該当する者に、健診結果や医療機関受診状況、質問票等による健康状態の把握から医療や介護予防の支援の必要性や方法を判断し、健康相談・保健指導を行うこと。(前年度からの継続者を含む。) また、基準には該当しないが、委託者が必要と判定した対象者も含む。

②実施予定数40人。ただし、数量については、過去の実績を参考に算出した予定数量であり、必ずこの件数を確約するものではない。また過不足の保証も行わない。

(2) 健康状態が不明な高齢者の状態把握及び必要なサービスへの接続

①対象者

健康状態が不明な高齢者の状況把握として、質問票等により健康状態の把握を行うこと。把握した情報から医療や介護予防の支援の必要性や方法を判断し、健康相談、保健指導、医療機関受診勧奨、介護保険サービス等の紹介、関係機関への連絡接続を行うこと。(前年度からの継続者を含む。)

②実施予定数40人。ただし、数量については、過去の実績を参考に算出した予定数量であり、必ずこの件数を確約するものではない。また、過不足の保証も行わない。

6 高齢者に対する訪問保健指導業務内容

(1) 保健指導対象者の選定

委託者は、あらかじめ抽出した保健指導候補者リスト、直近の診療報酬明細書（レセプト）及び健診結果を受託者に提供する。受託者は保健指導候補者リストの受取後、優先順位をつけ保健指導対象者（以下「対象者」という。）を選定し対象者リストを作成、事前に委託者へ提出し確認を受けること。

(2) 訪問保健指導の実施

①参加勧奨

対象者に対し、案内文書等の郵送や医療専門職が電話により参加勧奨を行うこと。また、対象者から折り返しの連絡があった場合に対応できる体制をとること。

②訪問保健指導

対象者宅等の訪問、面談による保健指導は対象者へ訪問予定日等の通知、調整を行ったうえで行うこと。

ア 1人当たり保健指導回数：2回を基本とする。（初回、評価）

イ 指導形態：対象者宅及びこれに準ずる場所での保健指導。

ウ 実施期間：対象者1人につき1回目（初回訪問）から3カ月目以降に2回目の訪問等による評価を含めた保健指導を実施すること。

③訪問保健指導不在者等への対応

対象者宅等を訪問したが、不在等の理由で指導が実施できなかった場合は曜日・時間を変え再度訪問を行うこと。また、不在票を残す、架電をする、資料を送付するなど対象者へ訪問したことを知らせ、再度参加勧奨を行うこと。対象者から折り返しの連絡があった場合に対応できる体制をとること。

(3) 保健指導内容について

①健診結果の説明

健診結果をわかりやすく提示し、対象者に健診結果の説明を行うこと。また、健診の継続受診を勧めること。

②生活習慣を改善すべき点の指導

生活状況や日常生活行動を聞き取ること。健康状態や血圧測定、体重測定等により身体状況の把握を行った上で食事、身体活動、口腔ケアなど生活習慣の改善すべき点など必要な保健指導を行うこと。初回訪問でのアセスメント結果により対象者に合わせたセルフケアによる健康習慣の目標を設定し、3カ月目以降に目標の達成状況を評価すること。

③医療機関への受診勧奨

健康状態に応じて、受診の必要性が高い者には医療機関受診勧奨を行うこと。

④必要なサービスへの接続

身体状況に応じて、市が実施する一般介護予防事業や介護サービス等が必要な者には紹介を行い、相談窓口や申し込み先へつなぐ働きかけを行うこと。

(6) 訪問指導の留意点

①受託者は、業務実施の際に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月厚生労働省保険局高齢者医療課）及び「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版補足版」（令和4年3月厚生労働省保険局高齢者医療課）等を参考にすること。ガイドライン等が改正された場合は、最新版を優先すること。

②訪問保健指導費は、訪問保健指導 1 回あたりの単価に実施者数を乗じた額とする。ただし対象者が不在や本人が保健指導を拒否した等の理由で保健指導できなかった場合は、訪問指導実施者数には含めない。

7 事業運営管理・事業実施評価報告書作成業務内容

(1) 事業運営管理業務

①受託者は業務従事者の労務管理及び健康管理を適正に行い、業務従事者に事故があったときは代替要員を確保し業務に支障がないようにしなければならない。

②受託者は、事業実施について委託者と緊密に打ち合わせを行うこと。委託者との打合せについては回数を設けない。必要に応じ適宜対応すること。業務実施や打合せ等に係る消耗品費、印刷代、通信費、交通費、面談会場等の借上料、オンライン機材利用費等の業務委託に伴う諸経費については全て受託者の負担とする。

(2) 事業実施評価報告書作成業務

特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号）で指定された報告様式とそれに準じた項目を網羅する紙媒体及び CD-R 等の電子媒体による報告書を作成し令和 7 年 3 月 20 日までに提出すること。

8 受託者要件

保健事業（保健指導業務）の実績があること。訪問保健指導は、保健師、看護師、管理栄養士のいずれかの資格を有し生活習慣病の発症や重症化予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び保健指導の経験を有する者が行うこと。